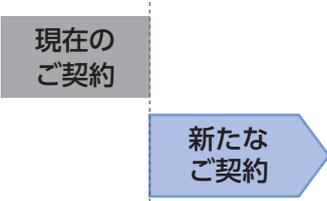


がん保険の保障見直し方法について

現在ご契約のがん保険について、保障の見直しをご希望の場合、
次のような方法がご利用いただけます。

	条件付解約	追加契約	特約の中途付加
特徴	現在のご契約を解約し、新しいご契約に加入することで、保障内容などを充実させることができます。	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。	現在のご契約の保障内容や保険期間は変わらずに、保障を充実させることができます。
しくみ	保険期間を途切れさせることなく、現在のご契約を解約し、新たなご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は1件になります。 	現在のご契約に追加して、別の新しいご契約(ご契約者専用)にご加入いただく方法です。 ご契約は2件になります。 	現在のご契約にご希望の特約を付加いただく方法です。 ご契約は1件のままです。 
現在のご契約	消滅します(*)	継続します	継続します
保険料	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により計算します。 ※予定利率が現在のご契約より引き下げられ、 <u>保険料が引き上げられることがあります。</u>	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払込みいただきます。	特約中途付加日における被保険者の満年齢、保険料率により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払込みいただけます。



- いずれの方法をご利用いただく場合も改めて告知が必要になるため、被保険者の健康状態によっては、ご利用できない場合があります。
- 現在ご契約のがん保険の種類や内容によってはお取扱いできない場合があります。

(*) 新たなご契約の契約日前日に解約となります。また、解約払戻金などがあれば契約者へお支払いします(新たなご契約に充当はされません)。

各がん保険の保障見直し方法については、次ページをご確認ください。

ご契約のがん保険の種類によって、ご利用いただける保障見直し方法は異なります。

(2020年7月現在)

現在ご契約のがん保険	販売期間	保障見直し方法		
		(※1) 条件付解約	(※2) 追加契約	特約の(※3) 中途付加
がん保険	1974年11月～1978年12月	○	—	—
新がん保険	1978年 9月～2004年 7月	○	○	○
がん定期保険	1978年12月～2003年 1月	—	—	—
スーパーがん保険	1990年 7月～2004年 7月	○	○	○
スーパーがん定期保険	1990年 7月～2003年 1月	—	—	—
スーパーがん保険23	1999年10月～(販売中)	—	—	—
21世紀がん保険	2000年12月～2009年 3月	○	○	—
アフラックのがん保険 <i>f</i> (フォルテ)	2007年 9月～2011年 3月	○	○	○
ご契約者のためのがん保険 <i>f</i> (フォルテ)	2008年 1月～2011年 3月	○	—	○
生きるためのがん保険Days	2011年 3月～2014年 9月	○	○	○
生きるためのがん保険Daysプラス		○	—	○
新 生きるためのがん保険Days	2014年 9月～2018年 4月	○	○	○
新 生きるためのがん保険Daysプラス		○	—	○
生きるためのがん保険 寄りそうDays	2016年 3月～(販売中)	—	—	—
生きるためのがん保険Days1	2018年 4月～(販売中)	○	○	○
生きるためのがん保険Days1プラス		○	—	○
生きるためのがん保険Days1 ALL-in	2020年 3月23日～(販売中)	○	○	○

(※1) 保障見直し方法に「○」の記載があっても、以下のような場合など条件付解約のお取扱いができないことがあります。

- ・「家族契約から個人契約への契約内容の変更手続き」と「新規契約の申込み」を同時に行う場合
- ・主たる被保険者が変更となっているご契約(例:主たる被保険者のがん以外での死亡、離婚など)の場合
- ・「21世紀がん保険」のうち、保険期間が10年のご契約

(※2) ご契約者専用商品「生きるためのがん保険Days1プラス」にご加入いただけます。

(※3) 保険種類ごとに中途付加可能な特約が異なります。詳細は契約概要をご確認ください。

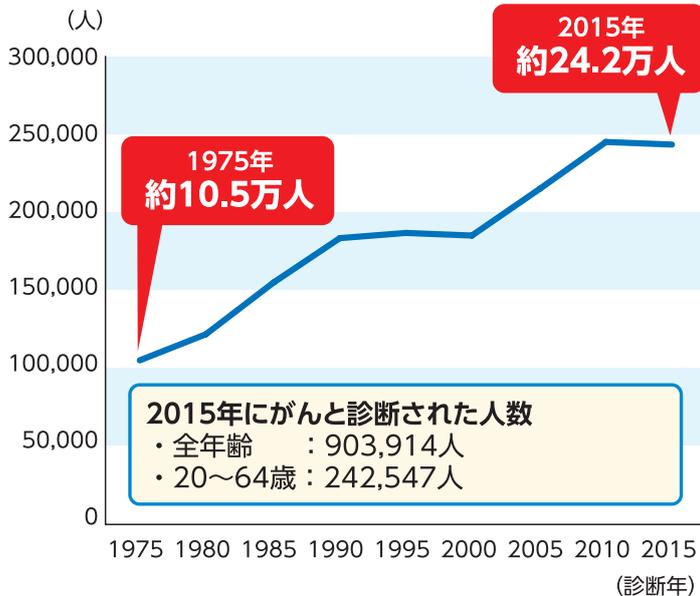


現在ご契約のがん保険の種類や内容によってはお取扱いできない場合があります。また、いずれの保障見直しに際しても現時点の被保険者の健康状態や年齢など所定の条件を満たすことが必要です。各がん保険の保障見直し方法の詳細については、当社ホームページをご確認いただくか、コールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

がんにかかった場合は、治療費などにより支出が増加するほか、収入が減少する可能性もあります。ご自身や家族の生活への影響について、保障内容とあわせてご確認ください、必要な備えについてご検討ください。

就労世代（20～64歳）のがん患者は増加傾向にあります

● 20～64歳のがん罹患者数推移



● 性・年齢階級別のがん罹患者数が多い部位 (診断年2015年)

【男性】

	20代	30代	40代	50代	60代
1位	白血病	大腸 (結腸・直腸)	大腸 (結腸・直腸)	大腸 (結腸・直腸)	大腸 (結腸・直腸)
2位	悪性リンパ腫	悪性リンパ腫	胃	胃	胃
3位	甲状腺	胃	肺	肺	前立腺

【女性】

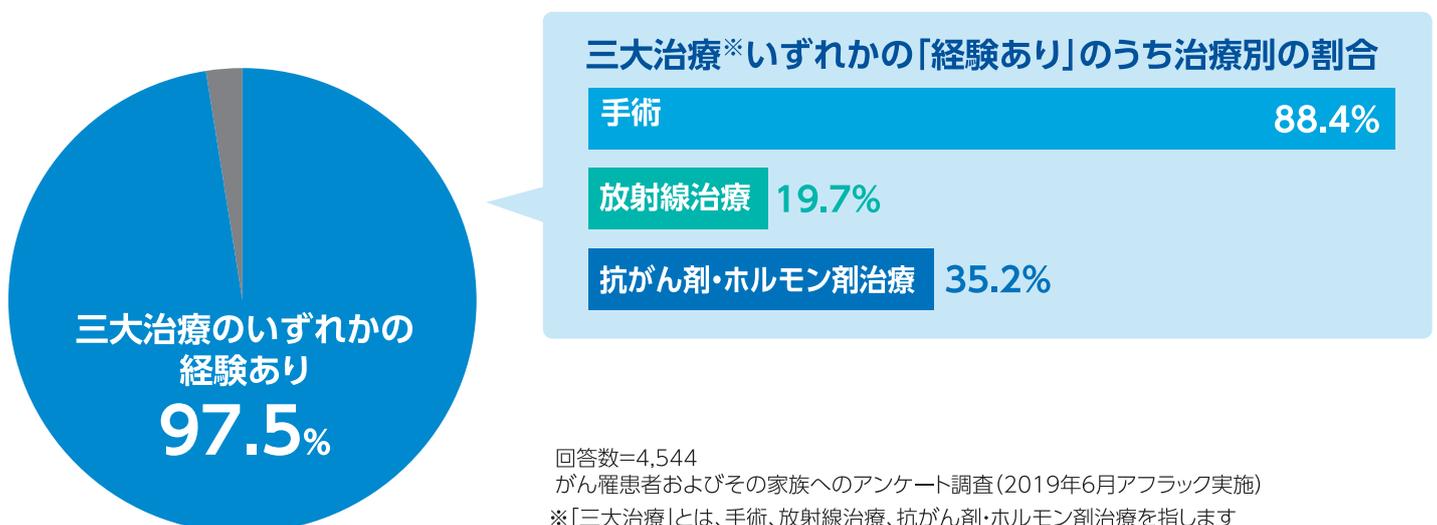
	20代	30代	40代	50代	60代
1位	甲状腺	乳房	乳房	乳房	乳房
2位	子宮※ (子宮頸部・子宮体部)	子宮※ (子宮頸部・子宮体部)	子宮※ (子宮頸部・子宮体部)	子宮※ (子宮頸部・子宮体部)	大腸 (結腸・直腸)
3位	乳房	甲状腺	大腸 (結腸・直腸)	大腸 (結腸・直腸)	肺

※子宮部位不明を含む

国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」よりアフラック作成

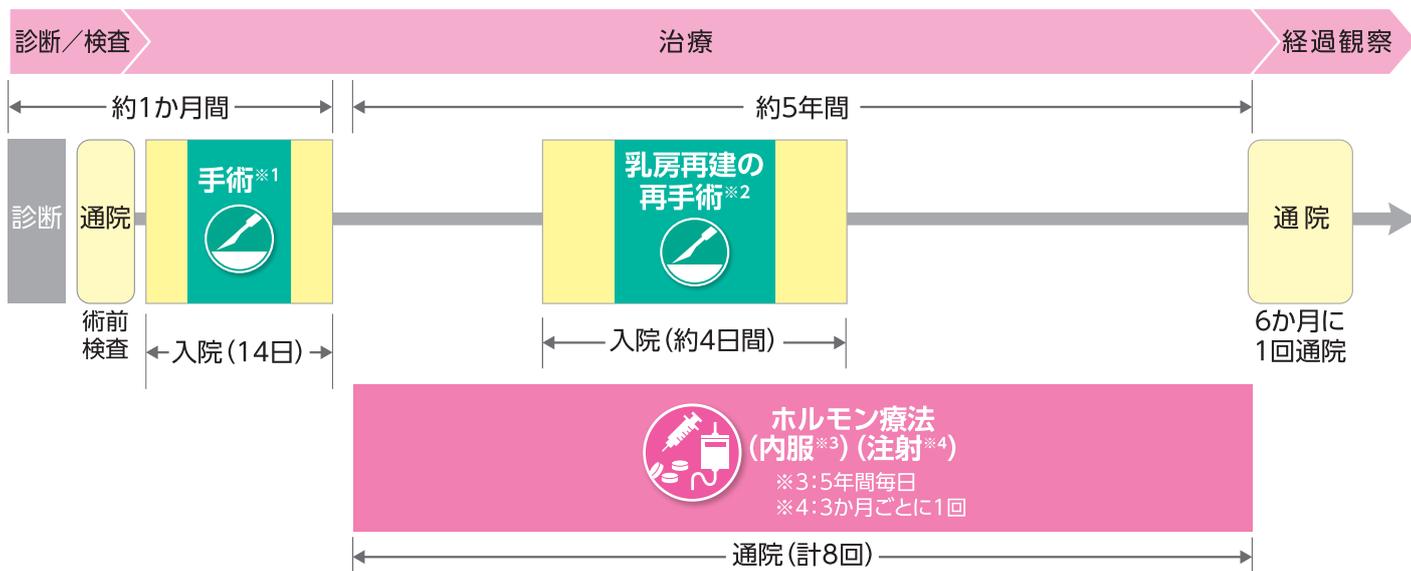
がん治療経験者のうち、多くの方が三大治療※を行っており、それぞれを組み合わせることもあります

● がん治療経験者の三大治療※の受療割合



例えば乳がんの場合、手術と薬物療法を組み合わせを行い、入院や通院をしながら、治療を行います

●治療例 乳がん(Ⅱ期)・乳房全摘・同時再建の場合



※1 乳房切除術+乳房拡張器(エキスパンダー)による再建手術

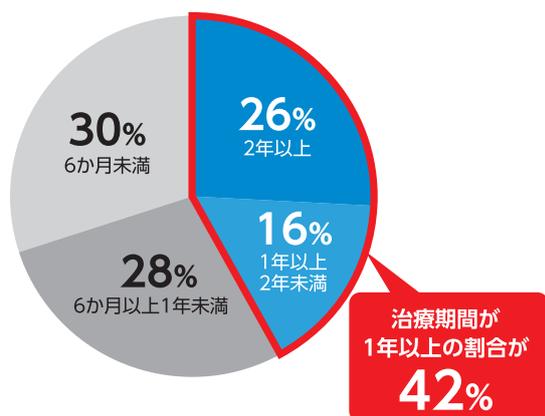
※2 シリコンインプラントを用いた乳房再建術(乳房切除後)

【監修】がん研有明病院 化学療法部 総合腫瘍科 部長
臨床研究開発センター 臨床試験支援部 部長
がん化学療法センター 臨床部 担当部長 高橋 俊二 先生

*記載の治療例は、あくまでも一例です。
がんの部位、性質、進行度により治療内容は異なります。

がんの治療は長期化することで治療費の総額が高くなることもあります

●抗がん剤またはホルモン剤治療を含む治療を受けた場合の治療期間※1



平均 490日

※1 回答数=1,439

がん罹患者およびその家族へのアンケート調査
(2019年6月アフラック実施)

●治療期間別の治療費の総額(平均)※2※3



※2 上記の治療費は、治療にかかった費用のうち、公的医療保険対象となった費用と公的医療保険対象外の費用を合算したものです。なお、公的医療保険対象となった費用は、高額療養費制度を利用した後の自己負担額となっています。

※3 回答数=1,680

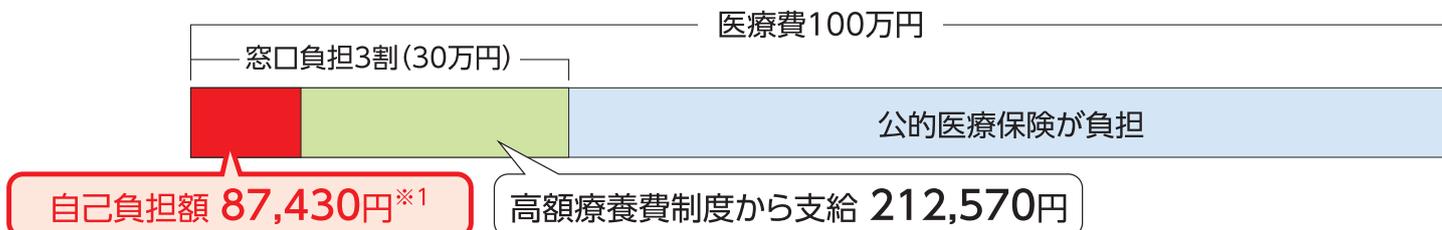
高額療養費制度とは、同一月(1日から月末まで)にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が支給される制度です

●69歳以下の場合

例

1か月で100万円の医療費がかかった場合
(所得区分②の場合)

自己負担額は **87,430円**



※1 所得区分②になるため、80,100円+(1,000,000円-267,000円)×1%=**87,430円**

所得区分	ひと月の自己負担限度額(世帯ごと)	4回目からの自己負担限度額 ^{※2}
① ~年収約370万円	57,600円	44,400円
② 年収約370万円~約770万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
③ 年収約770万円~約1,160万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
④ 年収約1,160万円~	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
⑤ 住民税非課税者	35,400円	24,600円

※2 診療を受けた月以前の1年間に、3か月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合には、4か月目から「多数回該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

※2020年11月現在の公的医療保険制度に基づいて記載しています。

治療に関連して発生する費用もあります

●治療費以外の費用(例)

項目	費用(平均)
差額ベッド代 ^{※1} (個室の場合)	日額 8,018円
入院諸経費 ^{※2} パジャマ代、テレビカード代、 病院での飲食費用、お見舞い返し等	総額 5.4万円 (回答数=1,326)
交通費・宿泊費 ^{※2} 入院や通院のための交通費、 ガソリン代・駐車場代、宿泊費用	総額 4.9万円 (回答数=1,101)
セカンドオピニオン費用 ^{※2}	総額 2.1万円 (回答数=252)

項目	費用(平均)
カツラ・ウィッグ購入費 ^{※2}	総額 7.3万円 (回答数=329)
健康食品やサプリメントの購入費 ^{※2}	総額 6.0万円 (回答数=285)
マッサージ・整骨院費用 ^{※2}	総額 2.6万円 (回答数=180)
治療後に必要となった ケア用品の購入費 ^{※2} がん治療後に必要となった衣類(帽子や下着)、 化粧品、ハンドクリームなどの費用	総額 2.2万円 (回答数=482)

※1 中央社会保険医療協議会「主な選定療養に係る報告状況 令和元年7月1日現在」

※2 がん罹患者およびその家族へのアンケート調査(2019年6月アフラック実施)

高額療養費制度により毎月の治療費は一定額で収まるものの、治療が長期化することで、治療費の総額が高くなることもあります。治療費と治療関連費に備えておくと安心です。

保険の入りを、変えよう。

アフラック式

長生きのリスクに備えるためには、まずは病気・ケガへの保障が大切。
ライフステージの変化に合わせて、働けなくなるリスクや、老後の病気や、

残された家族の生きるリスクに備えましょう。

そして、公的医療保険制度や医療を取り巻く環境などの
時代の変化に合わせて、保障を最新化させていきましょう。

病気になっても、保障を見直すことができます。

それが、「アフラック式」の保険の考え方。



<これまで>

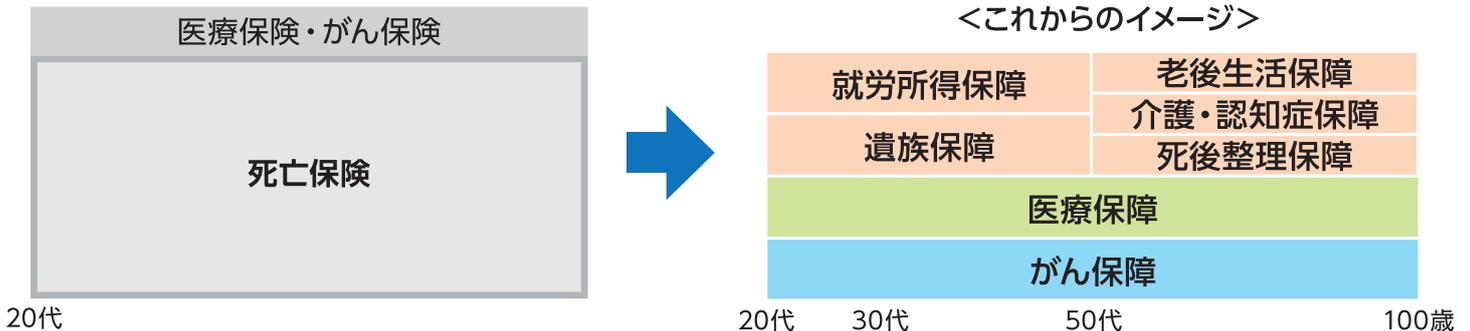
<これから>



<これまでのイメージ>

これが アフラック式

<これからのイメージ>



*年代は一例での表記

ご留意いただく事項

当ご提案書をご覧いただく際には、必ず以下をご一読ください。

この保険は、以下の保障を希望されるお客様におすすめの商品です。商品内容がお客様のご希望（ご意向）に沿っているかご確認ください。ご意向に沿わない場合やご不明な点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

ご案内する保障分野	対応する商品・特約
病気やケガの保障（がんや重大疾病の保障も含む）	生きるためのがん保険Days1 ALL-in、がん治療保障特約、がん先進医療特約、特定診断給付金特約、診断給付金複数回支払特約、特定保険料払込免除特約
がんや重大疾病（特定疾病）の保障	生きるためのがん保険Days1 ALL-in、がん治療保障特約、がん先進医療特約、特定診断給付金特約、診断給付金複数回支払特約、特定保険料払込免除特約
介護や障がいの保障	—
死亡時の保障	—
貯蓄（教育資金や老後生活資金準備など）	—

ご参照いただく際のご留意点

ご検討・お申込みにあたっては、必ず当該商品の『契約概要』『注意喚起情報』『ご契約のしおり・約款』をあわせてご覧ください。また、既契約内容の詳細については、『保険証券』または『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

なお、ご契約後は、すべて『保険証券』に記載されているとおりになりますのでお確かめください。

当ご提案書は、帳票作成日現在における見積基準日時点（※）の年齢・保険料率などにもとづいた内容となります。法人契約の場合の税務取扱いに関するご参考として、お払込保険料に関する経理処理例などを表示していることがありますが、当該税制が将来変更されることなく維持される保証はありません。当該税制につきましては、保険期間中に変更されることがありますのでご注意ください。なお、個別のご契約の税務取扱いの詳細につきましては、必ず所轄の国税局・税務署などにご確認ください。（※）医療保険・一部のがん保険への中途付加の場合、予定特約付加日時点となります。（該当する提案書には予定特約付加日の記載があります）

お客様情報の利用について

お客様の個人情報の利用目的は、アフラックの各種商品やサービスの案内・提供・維持管理となります。

また、これらの利用目的のために当代理店がその提携先であるアフラックに登録されている代理店と共同して対応する際には、個人情報当該代理店に提供されることにつきご了承ください。

お問い合わせ先

<募集代理店>（アフラックは代理店制度を採用しております）<引受保険会社>

株）a s i m o m y

〒116-0002 荒川区荒川1丁目55-4-211

荒川オフィス

TEL 0120-470-272 FAX 03-5913-7059

 アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

URL <https://www.aflac.co.jp/>

当社保険に関するお問合せ・各種お手続き コールセンター 0120-5555-95

設計内容 (1)

帳票作成日 : 2022年02月26日
設計書ID : A1037874713
代理店コード : 2065602-001

右上に記載の帳票作成日現在における見積基準日 : 2022(令和4)年2月26日時点のご提案・設計内容となります。

お客様情報

	性別	生年月日	契約年齢
ご契約者			
被保険者	女性	昭和 52年 9月 28日	44歳

●生きるためのがん保険Days1 ALL-in

保険料払方タイプ : 定額タイプ

解約払戻金 : なしタイプ

特別保険料率に関する特則 : 付加なし

	保障額	保険料払込期間	保険期間	ご契約時の保険料	
治療費に備える	所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療・緩和療養を受けた月ごと 治療給付金 10万円 (通算600万円まで)	10年	10年満期 ^{※3}	30,970円	
	1回につき 先進医療にかかる技術料のうち自己負担額と同額(通算2,000万円まで) (上記に加えて がん先進医療一時金 ^{※1} 1年間に1回15万円)			1,183円	
治療関連費に備える	診断給付金 (諸費用など) 初めてがん・上皮内新生物と診断確定されたとき 一時金として がん 25万円 上皮内新生物 2.5万円	再発など	終身(一生涯保障)	19,955円 うち特定診断給付金 2,785円 うち複数回診断給付金 2,670円	
	特定診断給付金 ^{※1} (諸費用など) 入院や通院が所定の条件に該当したとき 一時金として がん 25万円				終身
	複数回診断給付金 (諸費用など) 診断確定から2年以上経過後に所定の治療を受けたとき 1回につき がん 25万円 上皮内新生物 2.5万円				
	入院給付金 (差額ベッド代など) 1日につき 5,000円				
通院給付金 (交通費: タクシー代など) 1日につき 5,000円					
外見ケア給付金 ^{※1} (ウィッグ代など)	—	—	—	—	

特定保険料払込免除特約: 付加あり^{※1} ^{※2}

入院や通院が所定の条件に該当したとき

以後の保険料はいただきません

(保障は継続します)

※1 上皮内新生物は、保障の対象外です。

※2 保険料払込免除となる期間は、主契約および保険料払込免除対象となる特約の保険料払込期間となります。

※3 更新が可能な場合、更新後の保険料は更新時の満年齢、保険料率により決まります。

契約時保険料合計

[年払・個別(個別料率)]

52,108円

・「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です(所定の支払事由に該当する必要があります)。

・保障の開始まで3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。